令和元年９月 17 日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
産業医担当理事　木村　耕三

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

神奈川県医師会を通じて日本医師会長より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長　菊岡正和
（公印省略）

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会長より本職宛てに周知依頼がありましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対する周知方につきまして貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
保険医療学術課　担当：深澤
横浜市中区富士見町３－１
TEL045(241)7000　FAX 045(241)1464
E-mail　y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp

01.9.13
鎌倉市医師会

日医発第588号(健Ⅰ136)
令和元年９月６日

都道府県医師会長　殿

日本医師会
会長　横倉義武

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する
協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、本会会務にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、「職場の健康診断実施強化月間」の実施について、別添のとおり、本会あてに周知・協力依頼がありました。

本件は、労働安全衛生法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行うというものです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、周知方につきまして貴職のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

なお本年度の全国労働衛生週間の実施については、令和元年7月29日付日医発第464号(健Ⅰ101)文書にてご案内しておりますことを申し添えます。

以上

神医受
第1771号
1.9.9
神奈川県医師会

基安発 0823 第４号
令和元年８月 23 日

公益社団法人日本医師会会長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率が低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である９月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、令和元年７月 11 日付け厚生労働省発基安 0711 第１号「令和元年度（第 70 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別添のとおり実施すべく都道府県労働局宛て通知していますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

別添

基安発 0823 第１号
令和元年８月 23 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
（　公　印　省　略　）

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率が低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところである。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、令和元年７月 11 日付け基発 0711 第１号「令和元年度（第 70 回）全国労働衛生週間の実施について」により示されているところであるが、特に本年度の強化月間の取組については、下記により推進されたい。

なお、別添のとおり関係団体宛て通知しているので、了知されたい。

記

１　事業場に対する集団指導、個別指導等について

（１）対象事業場

ア　強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場

イ　強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

（２）指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこと。

ア　健康診断及び事後措置等の実施の徹底

イ　健康診断結果の記録の保存の徹底

ウ　一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

エ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

オ　小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

カ　平成29年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」等の周知

キ　平成30年2月5日付け基発0205第2号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」等の周知

（3）指導等を実施する上での留意点

ア　安全分野に限った内容を予定としているものも含め、安全衛生に係る全ての集団指導、個別指導等を対象とすること。

なお、指導等の対象事業場の選定に当たっては、小規模事業場における定期健康診断等の実施率が低いという統計調査結果があることを考慮すること。

イ　（2）のア、イ及びウについては、特に個別指導時においては、できる限り具体的に実施状況の確認を行い、適切な実施について指導を行うこと。

また、派遣労働者については、派遣労働者以外の労働者と異なり、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、指導等に当たっては、以下の事項に留意すること。

（ア）　派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。

（イ）　派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認し、必要な指導を行うこと。

（ウ）　派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行うよう指導すること。

ウ　（2）のエについては、平成24年5月9日付け基発0509第7号「特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について」に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査に関する記録の提供の義務について周知に努めること。

エ　（2）のオについては、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、その活用の勧奨等も行うこと。

2　事業場に対する周知について

１の取組のほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置等の実施に係る周知や指導等を行うこと。

（1）　局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行うこと。

（2）　産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努めること。

（3）　労働災害防止団体、労使関係団体、自治体に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。